

## 法律は「全体」と「部分」の関係性

- ▶ 法律は、社会の問題を解決するためにある。普通の人間が関わるから起きる。普通の人間が作り出している。法律の根本を理解すると、すんなり理解できる。
- ▶ 一般の通常人の感覚で物事を判断すること。でないと納得できない。最後は社会通念とか合理性という言葉が出てくる。結局は法律でいう常識の問題。この常識は難しこともあるので、勉強しないといけない。専門家が絶対ではない。
- ▶ インフルエンザの労務不能は医師の診断書で決めている。これは形式。専門家ほど診断書で判断する。一般の人ほど逆らいたい、おかしいという。これが問題の本質。
- ▶ 1番目に常識で判断する。2番目に実態で判断する。労働契約書や退職届とかは大事だが、最後は実態が大事。しかし、社会通念は色々なルールがあるので簡単ではない。
- ▶ 刑事裁判での裁判員は非専門家が入っている。常識がわかればできる。
- ▶ 医者が熱を測る。自覚症状はどうか、周りでどのくらい感染しているか、会社の仕事は何か、社員や顧客との接触はどの程度か、実態をみて判断する。
- ▶ 形から入る人が多い。形は実態を現すことが多い。身なりが整っている人は、ちゃんとしているという推定が働く。上半身タトゥーの人が歩いている。反社会的と取られがち。しかし、法律に違反していない。これは形式で推定して良くないというが、海外生活が長い人でタトゥーが好きな人もいる。普通に仕事をしている人はいる。社会通念で判断する。
- ▶ 給料を下げるのに合意書をとる。これは形。形の上で理解して同意してもダメな場合がある。よく誓約書で「今後いかなる場合でも、損害を与えた場合は損害を賠償します」という誓約をとることがある。法律上はほぼ意味がない。やってもいいが99%意味はない。何が起きても全部自分の責任とは、立場も弱いし、普通は言えない。これは実態が伴っていないから合理的でない。
- ▶ 社員が行方不明で、退職したことで処理する。本人は退職するとは言っていない。実態を伴っていない。後で騒ぎになることがある。規定を記載する。
- ▶ 法律はシステム。フローチャートで出来あがっている。まさにプログラミングみたいなもの。フローチャートで1つ1つ解決して結論を出すという全体の仕組み。1つ1つは関連している。
- ▶ 解雇は自由にできないが、転勤命令は異常に出せるというやり方。これは関連している。全体でバランスを取っている。この全体がわかれば応用ができる。ここが出来なから部分に引っ張られる事が多い。